

第3節 やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

1 身近な自然環境の保全・再生

1-1 身近な緑の保全・創出

(1) 工場緑化の推進

工場立地法に基づき、立地条件等に係る工場適地の選定を行うとともに、工場立地が地域環境に調和した緑豊かなものとなるよう助言します。

(2) 地域特性に配慮した緑化の促進

ア 緑化の推進

地域住民、ボランティア団体、市町、企業等、公益社団法人三重県緑化推進協会と連携協力し、緑のイベントや森林ボランティア活動支援を通じた県民参加の森林づくりを推進します。

イ 公共施設（用地）における緑化の推進

宝くじ協会の助成を活用し、緑化工事を実施します。

ウ 緑化活動の促進

県民参加による緑化活動を促進するため、春季緑化運動期間中に「緑の募金」の普及啓発を行います。

1-2 身近な水辺・海辺の保全・再生

ため池における親水空間としての整備

県内の農業用ため池について、用水源としての機能維持をはかりつつも、生態や、景観に配慮した親水空間としての整備を行います。

2 良好的な景観の形成

2-1 都市景観の保全・創出

(1) 道路・沿道景観の保全・創出

ア 幹線道路の整備

「三重県景観計画」に基づき、地域の良好な景観に配慮した景観づくりを進めます。

イ 街路の整備

次のとおり、街路の整備を実施します。

表6 3 1 街路の整備

道 路 名	都 市 名
松阪公園大口線外1線	松阪市
秋葉山高向線外1線	伊勢市
近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差	四日市市

(2) 良好的な広告景観の形成

屋外広告物に関する啓発、指導、取締りを行うとともに、9月10日の屋外広告の日に加え、平成22(2010)年度から新たに設定された9月1日から9月10日の「屋外広告物適正化旬間」に合わせ、関係機関と連携したキャンペーン活動を行います。

(3) 地区計画制度の活用

平成23(2011)年度においても市町による地区計画の策定を促進します。

2-2 農山漁村景観の保全・復元

(1) 農山漁村景観の保全

ア 農村の総合的な整備（実施3地区）

農村地域の諸条件を踏まえ、農業生産の基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、あわせて都市と農村の交流のための条件整備をはかります。

イ 中山間地域の総合的な整備（実施7地区）

中山間地域において、地域が有する多面的な機能を活かした農業の確立と農村地域の活性化をはかるため、総合的な農業生産基盤、生活環境の整備をはかります。

(2) 良好的な自然景観の保全

海岸環境や港湾環境の整備、海浜の清掃等の実施により海につながる景観づくりを推進します。

(3) 松林等の病害虫の防除

松くい虫等の病害虫による森林被害は、森林資源の損失にとどまらず、森林の公益的機能の低下等につながるものです。

このため、「三重県松くい虫被害対策事業推進計画」等に基づき各市町が実施する、薬剤散布等の予防措置や被害木を伐倒処理する駆除措置などの取組に対して支援します。

2-3 良好的な郷土景観の形成

(1) 市町における景観形成の促進

市町の良好的な景観形成への主体的な取組を支援し、市町の景観法に基づく景観計画の策定等を促進するため、景観セミナーの開催や景観アドバイザーの派遣を行います。

(2) 景観形成に関する普及・啓発の実施

地域住民や市町の景観づくりに対する意識の高揚をはかるため、シンポジウムを開催するとともに、景観交流会の開催支援を行うなど、普及啓発を行います。

(3) 景観まちづくりの推進

県内の自然や歴史・文化の豊かな地域において、地域住民と行政の協働により、地域の個性を活かした魅力ある景観まちづくりを進めるため、県は、県有施設の修景整備等のハード整備を実施し、地域住民、市町が主体のまちづくりを支援します。

3 歴史的・文化的環境の保全

3-1 歴史的・文化的環境の保全

(1) 指定文化財の保存・活用

ア 指定文化財の保存・活用
特に重要な文化財について、将来にわたって保存・活用するため、指定等を行います。また、指定等文化財の現状を把握するため、文化財保護指導委員を中心に必要な巡回・調査を行い、さらに適切な保存とその活用をはかるため、所有者や管理者等が行う保護事業に対して支援します。

イ 斎宮跡の保護・整備

史跡斎宮跡の有効活用と地域の活性化をはかるため、歴史ロマン再生事業に續いて、史跡整備を継続的に行います。

整備の基礎資料を得るために、平成19(2007)～21(2009)年度にかけて柳原区画を中心に発掘調査を行い、この3年間の調査で、整備のための基礎資料を概ね得ることができました。平成22(2010)年度からは、柳原区画とその周辺部で補足調査を行っており、平成23(2011)年度は1カ所の調査(調査面積250m²)行う予定です。

(2) 埋蔵文化財の調査・保存

ア 公共事業に伴う発掘調査

三重県埋蔵文化財センターが、各種開発にともない実施する発掘調査を次のとおり行います。

イ 斎宮跡の発掘調査

斎宮歴史博物館では、平成22(2010)年度に史跡斎宮跡の解明のための発掘調査を2地区(調査面積608m²)を行いました。平成23(2011)

年度は2カ所(調査面積412m²)で調査を行う予定です。

また、これまでの調査成果を整理するとともに、コンピュータによる調査管理システムの構築を推進します。

表6-3-2 平成23年度発掘調査予定

	遺跡数	面積(m ²)	備考
県農水商工部関連	4 遺跡	6,240	農水商工部執行委任、農家負担分は教育費で国庫補助
県土整備部関連	4 遺跡	2,210	県土整備部執行委任
北勢国道事務所管内関連	2 遺跡	8,000	国土交通省受託事業
三重河川国道事務所	4 遺跡	5,400	国土交通省受託事業
近畿自動車道関連	9 遺跡	18,440	中日本高速道路株式会社受託事業
合計	23遺跡	40,290	

(3) 史跡等指定地域の公有地化の推進

史跡の公有地化と保存・活用をはかるため、斎宮跡他の土地公有化及び史跡整備に対し補助を行います。

(4) 歴史・文化の薫るまちなみの保全・整備

亀山市関宿の伝統的建造物群や、まちなみの部を形成する国・県指定文化財(建造物ならび史跡)に対し、保存修理等を実施し、その保存・活用を支援します。

(5) 熊野参詣道(伊勢路)の保全・保護

町世界遺産に登録されたことから、世界遺産条約(「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」)に即した遺産の保護や周辺環境の保全対策が必要となります。環境や景観を損なうことなく遺産を守っていくため、文化財保護法による保護、さらに自然公園法、森林法、あるいは関係する市町の景観保護条例等により適切な措置をとっています。

また、世界遺産を継承していくため、世界遺産保有地域の「価値」に気づくための普及啓発事業などを推進します。

● やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造